



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
10月18日
号外(3)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規則

- ※滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課) 1
- ※滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則(市町振興課) 1

規則

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第57号

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県公害防止条例施行規則(昭和48年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1の(2)の表および(3)の表中

	「	大腸菌群数	を	大腸菌数	に、「3,000」を「800」に改め
		〔単位1立方センチメートルにつき個〕		〔単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位〕	

る。

付 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第58号

滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則

第1条 滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則(平成12年滋賀県規則第50号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成19年度から平成22年度までの間」を「令和6年度」に、「当該期間内」を「令和7年度」に改め、「または教育委員会特例条例」を削る。

別表中第76号を第79号とし、第33号から第75号までを3号ずつ繰り下げ、第32号の次に次の3号を加える。

- (33) 特例条例別表(32)の5の項に掲げる事務
- (34) 特例条例別表(32)の6の項に掲げる事務
- (35) 特例条例別表(32)の7の項に掲げる事務

第2条 滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を次のように改正する。

別表中第40号を削り、第41号を第40号とし、第42号から第79号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則付則第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和7年4月1日
- (3) 第2条の規定 令和8年4月1日